

たつの市告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書をたつの市都市政策部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年9月29日

たつの市長 山 本



- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域

たつの市龍野町四箇字杉ノ木、字溝越、字久保田、字一本松、字細工川原、字川田、字栗田、字別荘、同町富永字オノ木、誉田町長真字西大町、同町上沖字分ヶ町の各一部